

23 廃棄物等

23-1 建設工事に伴う副産物の発生量

23-1-1 建設工事に伴う工種ごとの副産物発生量

工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事）に伴う工種ごとの副産物の発生量を表 23-1-1-1 に示す。

表 23-1-1-1 建設工事に伴う工種ごとの副産物発生量

主な副産物の種類	切土工等又は既存の工作物の除去 (嵩上式、地下駅、 車両基地、変電施設)	トンネルの工事 (都市トンネル、山岳トンネル、 非常口 (都市部、山岳部))
建設発生土	4,800,000 m ³	6,600,000 m ³
建設 廃棄物	建設汚泥	250,000 m ³
	コンクリート塊	13,000 m ³
	アスファルト・コンクリート塊	2,000 m ³
	建設発生木材	49,000 t

注1.建設発生土は、トラック運搬量を想定し、掘削土をほぐした後の膨張量を加算した土量である。

注2.建設発生木材は、コンクリート工事等の型枠に用いる木材と事業実施区域内の造成等による森林伐採によつて発生する木材を合算した量である。

23-1-2 建設工事に伴う発生箇所ごとの副産物発生量

工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事）に伴う発生地域ごとの副産物の発生量を表 23-1-2-1 に示す。

表 23-1-2-1(1) 建設工事に伴う発生地域ごとの副産物発生量

発生地域	建設発生土		建設汚泥	
	切土工等又は既存の工作物の除去 (万m ³)	トンネルの工事 (万m ³)	切土工等又は既存の工作物の除去 (万m ³)	トンネルの工事 (万m ³)
等々力	—	14	—	4
梶ヶ谷	—	151	—	98
犬藏	—	12	—	5
東百合丘	—	75	—	26
片平能ヶ谷	—	15	—	7
神奈川県駅	115	—	25	57
相模川橋梁（東）	—	9	—	0.8
相模川橋梁（西）	2	52	0.1	0.3
長竹	—	61	—	0.8
道志川橋梁（西）	3	62	—	0.3
青山	—	77	—	1
牧馬	—	56	—	0.5
大羽根	—	79	—	0.7
関東車両基地	360	—	0.3	—
計	480	660	25	200
合計		1,140		225

注1. 端数の関係で、合計値が一致しない場合がある。

表 23-1-2-1(2) 建設工事に伴う発生地域ごとの副産物発生量

発生地域	コンクリート塊		アスファルト・コンクリート塊		建設発生木材	
	切土工等又は既存の工作物の除去 (万m ³)	トンネルの工事 (万m ³)	切土工等又は既存の工作物の除去 (万m ³)	トンネルの工事 (万m ³)	切土工等又は既存の工作物の除去 (万t)	トンネルの工事 (万t)
等々力	—	0.1未満	—	0.1未満	—	0.1未満
梶ヶ谷	—	0.2	—	—	—	0.1未満
犬藏	—	0.1未満	—	0.1未満	—	0.1未満
東百合丘	—	0.1未満	—	0.1未満	—	0.1未満
片平能ヶ谷	—	0.1未満	—	0.1	—	0.1未満
神奈川県駅	1	0.1未満	0.2	0.1未満	0.1未満	—
相模川橋梁（東）	—	0.1未満	—	—	—	0.1未満
相模川橋梁（西）	0.1	0.1未満	—	0.2	0.2	0.1未満
長竹	—	0.1未満	—	0.1	—	0.1
道志川橋梁（西）	—	0.1未満	—	0.1	0.1未満	0.1未満
青山	—	0.1未満	—	0.1	—	0.1未満
牧馬	—	0.1未満	—	0.1	—	0.1未満
大羽根	—	0.1未満	—	0.2	—	0.1未満
関東車両基地	0.2	—	0.1未満	—	4.7	—
計	1.3	0.6	0.2	1.1	4.9	0.7
合計		1.9		1.3		5.6

注1. 端数の関係で、合計値が一致しない場合がある。

23-2 発生量の算出方法

23-2-1 建設工事に伴う副産物

(1) 建設発生土

地下駅、車両基地の建設工事において、切土工等により発生する土量を算出し、建設発生土の発生量とした。

高架橋・橋梁、山岳トンネル、都市トンネル、非常口（都市部、山岳部）の建設工事において、掘削により発生する土量を算出し、建設発生土の発生量とした。発生量は、設計断面にトンネル延長又は掘削延長を掛けることで算出した。

シールドトンネルの工事では泥水式及び土圧式シールドマシンを用いる工法を想定した。

泥水式シールドマシンによる掘削で発生する一次処理土^{※1}の量を建設発生土の発生量とした。発生量は掘削断面にトンネル延長及び一次処理土の発生率を掛けることで算出した。一次処理土の発生率は、（財）下水道新技術推進機構のマニュアルを参考に、固形回収率を掘進区間0～2kmで70%、2～5kmで50%、5km以上で30%に設定した。

(2) 建設汚泥

地下駅、非常口（都市部）の建設工事において、地中連続壁による土留工を想定した。

地中連続壁の施工に用いる安定液^{※2}から発生する廃液の量を建設汚泥の発生量とした。発生量は、掘削断面に地中連続壁の掘削延長及び廃液の発生率を掛けることで算出した。廃液の発生率は地中連続壁協会の指針を参考に、廃液処理係数を0.6に設定した。

泥水式シールドマシンによる掘削は発生する二次処理土^{※3}の量、土圧式シールドマシンによる掘削は発生する全土量を建設汚泥の発生量とした。二次処理土の発生量は、掘削断面にトンネル延長及び二次処理土（泥水式の場合のみ）の発生率を掛けることで算出した。二次処理土の発生率は、（財）下水道新技術推進機構のマニュアルを参考に、固形回収率を掘進区間0～2kmで70%、2～5kmで50%、5km以上で30%に設定した。

高架橋・橋梁の建設工事において、場所打ち杭による基礎工を想定した。

高架橋・橋梁の場所打ち杭の施工に伴い発生する汚泥の量を建設汚泥の発生量とした。発生量は、設計断面に場所打ち杭の杭長及び発生率を掛けることで算出した。発生率は、これまでの場所打ち杭の施工実績により設定した。

山岳トンネル、非常口（山岳部）の建設工事において、濁水処理工を想定した。

山岳トンネルの掘削に伴う濁水処理により発生する汚泥の量を建設汚泥の発生量とした。発生量は、濁水処理量に発生率を掛けることで算出した。発生率は、これまでの山岳トンネルの施工実績により設定した。

(3) コンクリート塊

高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）の建設工事において、既存構造物の撤去や施工に用いる仮設備の撤去等により発生するコンクリート塊の量をコンクリート塊の発生量とした。

発生量は、既存構造物の体積より算出した。仮設備は、これまでの施工実績より設定した。

(4) アスファルト・コンクリート塊

地下駅、車両基地、山岳トンネル、都市トンネル、非常口（都市部、山岳部）の建設工事において、既存道路や施工ヤードの舗装の撤去により発生するアスファルト・コンクリート塊の量をアスファルト・コンクリート塊の発生量とした。

発生量は、既存道路や施工ヤードの体積より算出した。

(5) 建設発生木材

高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）の建設工事において、コンクリート打設に用いる木製型枠の量と事業実施区域内の造成等による森林伐採で発生する木材の量を合算し、建設発生木材の発生量とした。

木製型枠発生量は、構造物の体積より算出した。

森林伐採によって発生する木材量は、伐採面積、群落高及び胸高断面積より森林伐採によって発生する木材の体積を求め、木材の比重を乗じることにより算出した。なお、植生別の伐採面積は「評価書 8-4-2 植物 図 8-4-2-2 植生図」、群落高は「資料編 20-4 群落調査結果について」をそれぞれ参考にした。

※1 一次処理土

切羽から送られてきた泥水中から砂、 $75\text{ }\mu\text{m}$ 以上の粘土・シルト塊を分離したもの。

※2 安定液

地中連続壁の施工の際、溝壁の崩壊を防ぐため、溝に常に充填される水とベントナイトで作成される混合液。

※3 二次処理土

一次処理した後の泥水をフィルタープレスなどで脱水したケーキなど。

23-2-2 供用時の廃棄物

鉄道施設（地下駅）の供用による廃棄物は、地下駅及び列車から発生する廃棄物とした。

地下駅からの廃棄物の発生量は、平成 20 年度の東海道新幹線新横浜駅の乗降人員と新横浜駅より発生した廃棄物の量から算出した原単位と、想定される乗降人員を掛けることで算出した。

列車からの廃棄物の発生量は、平成 19 年度の東海道新幹線東京駅において折り返し清掃した列車数とこれらの列車より発生した廃棄物の量から算出した原単位を、想定される折り返し列車本数を掛けることで算出した。

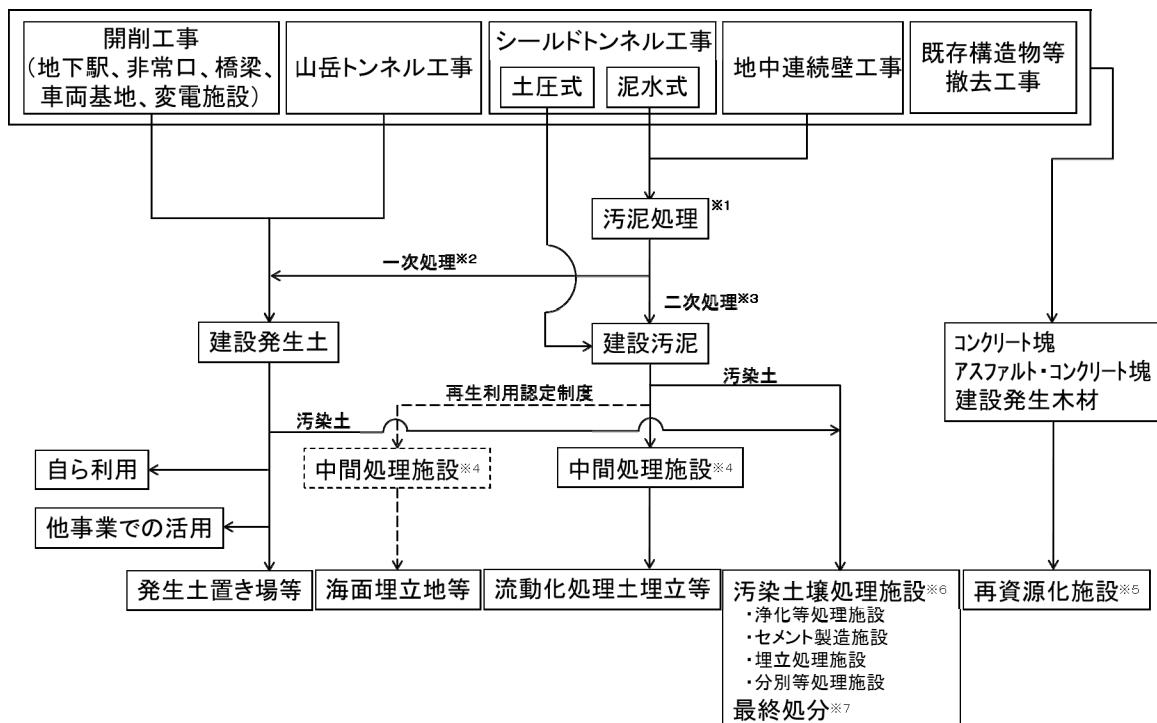
鉄道施設（車両基地）の供用による廃棄物は、車両基地及び回送列車から発生する廃棄物とした。

車両基地及び回送列車からの廃棄物の発生量は、平成 24 年度の東海道新幹線大井車両基地における廃棄物の発生量から推定した。

23-3 廃棄物等の一般的な処理、処分の方法

23-3-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理、処分の方法

神奈川県における建設工事に伴う副産物の一般的な処理、処分の方法を図 23-3-1-1 に示す。



※1 汚泥処理；泥水が発生する場合に想定。ただし、脱水の状況により濁水処理のみを行い、水と脱水ケーキに分類し、脱水ケーキを建設汚泥として、処理する場合もある。

※2 一次処理；土砂（74 μm を超えるもの）と濁水の分離により、泥状の状態でなく流動性を呈さなくなるようにする処理。

※3 二次処理；一次処理後の濁水について、濁水処理を行い、水と脱水ケーキに分類する処理。脱水ケーキを建設汚泥として処理する。

※4 中間処理施設；「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、改正 平成 24 年法律第 53 号）」で規定される中間処理業者が設置する産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物を最終処分する前に分別、減容、無害化、安定化などの処理をする施設で、設置許可が必要な施設を想定している。

※5 再資源化施設；「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号、改正 平成 23 年法律第 105 号）」で示される概念として、特定建設資材に係る再生資源化を行う施設全般を想定している。なお、処理方法としては、破碎処理、焼成処理、溶融処理、脱水処理等がある。

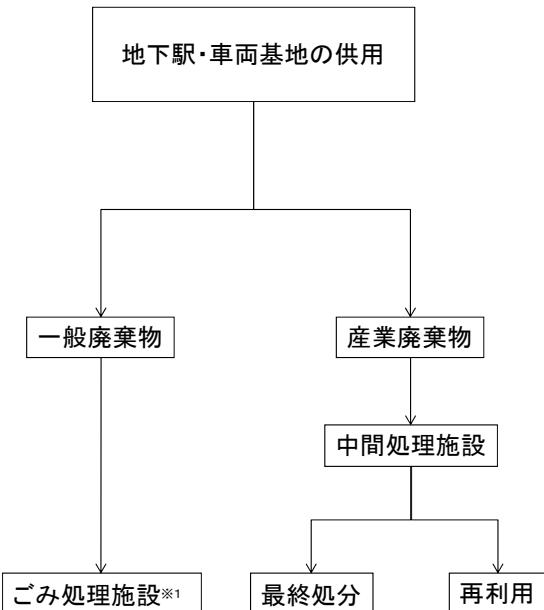
※6 汚染土壤処理施設；「土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号、改正 平成 23 年法律第 74 号）」で規定される汚染土壤の処理の事業の用に供する施設として、浄化、セメント製造、埋立及び分別による処理を行う施設を想定している。再資源化処理方法には、破碎処理、焼成処理、溶融処理、脱水処理等がある。

※7 最終処分；埋め立て処分、海洋投入処分等をいう。

図 23-3-1-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理、処分の方法

23-3-2 鉄道施設の供用による廃棄物の一般的な処理、処分の方法

神奈川県における鉄道施設の供用による廃棄物の一般的な処理、処分の方法を図 23-3-2-1 に示す。



*1 ごみ処理施設；廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定される一般廃棄物処理施設のうち「ごみ処理施設」として規定される施設を想定している。

図 23-3-2-1 鉄道施設の供用による廃棄物の一般的な処理、処分の方法

23-4 新たな発生土置き場等の取り扱い

本事業内の再利用または公共事業・その他民間事業等での有効利用のいずれの方法でも発生土の利活用が困難な場合、新たな発生土置き場等が必要となる。

新たな発生土置き場等については、現時点では、本事業からの発生土が増大する時期に受け入れ可能となる公共事業・その他民間事業の遂行状況が想定し難く、また、時期や規模等を含めた必要性が判断できない現時点では地権者を含めた関係者への接触が適切ではないと考えられることから、具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難である。

今後必要となる新たな発生土置き場等については、環境への影響が大きい施設であることから、候補地が決定次第、新たな発生土置き場等の規模、現地の周辺状況、保全対象となる施設等の分布を考慮し、自主的な取り組みとして、調査及び影響検討を実施したうえで、必要な環境保全措置、事後調査及びモニタリングの計画を策定する。これらについては、適切な時期において公表していく計画である。また、新たな発生土置き場等の設置に当たっては、法令等を遵守することはもとより、事業者として誠実に取り組む考えである。

23-5 建設発生土等の抑制

23-5-1 建設発生土等を抑える工法選定及びその経緯

都市トンネルはシールド工法を用いるが、施工性や地質条件等も踏まえた上で、図 23-3-1-1 に示すとおり、シールド工法の中でも建設汚泥の発生量が比較的少ない泥水式を想定した。一方、相模原市域でシールド工法を適用する範囲の内、地下水位が低く礫層主体の相模川までの区域においては、土質に対して広い適応性がある土圧式を想定した。

なお、山岳トンネルにおいては一般的な工法である NATM 工法を選定した。山岳トンネルにおいては、自動トンネル三次元測定システム等を用いて、掘削位置を正確にマークし、余掘り量ができる限り減らして建設発生土を抑制することを考えている。

また、トンネル工事における建設汚泥の抑制案に加えて、流動化処理土やセメント材料としての再利用を考えている。さらに地中連続壁の施工の際に余剰泥土の一部を材料として再利用することにより建設汚泥の発生量を削減した事例もあり、このような最新の知見を踏まえ廃棄物の抑制に努める。

23-5-2 建設発生土の活用

本事業内の再利用の具体例としては、車両基地において、切土と盛土がバランスする造成計画とし、建設発生土約 1,140 万 m³ の内、約 30% にあたる約 360 万 m³ を車両基地内で再利用することを想定している。また、車両基地以外にも、変電施設の造成等での再利用も引き続き検討していく。

神奈川県内の公共事業の活用については、土地区画整理、農地整備、公社等の公共事業等において活用していただくべく、県や市町村の関係機関に情報提供いただきながら、今後、適正に処理をするよう調整をしていくことを考えている。

23-5-3 山梨リニア実験線工事における建設発生土利用実績

当社の山梨リニア実験線工事における建設発生土の利用実績としては、当事業内の再利用の他に、土地区画整理、宅地造成、農地整備、宅地化が可能な平坦地の造成、運動施設・防災施設の造成、採石場の跡埋め事業及び農地・林地の平坦化の造成等が挙げられる。山梨リニア実験線工事で発生した建設発生土のうち、これらのように有効的に活用したものは 9 割程度であった。山梨リニア実験線における発生土の活用事例を図 23-5-3-1 に示す。

今後、こうした活用実績を参考に山梨リニア実験線での経験も踏まえて、県の関係機関に情報提供をいただきながら、建設発生土の受入地を確保していくことを検討していく。



施工中



現況

図 23-5-3-1 山梨リニア実験線の発生土の活用事例（都留市大平）

23-6 対象事業実施区域周辺の建設発生土受入地、産業廃棄物の処分施設の状況

23-6-1 公共建設発生土受入地の状況

神奈川県内の公共建設発生土受入地の状況を表 23-6-1-1 に示す。

表 23-6-1-1 公共建設発生土受入地一覧

(平成 26 年 1 月現在)

受入地名	協定土量 (m ³) *	所 在 地
愛川町田代	750,000	愛川町田代字館山 1853-1 番地外
清川村煤ヶ谷	600,000	清川村煤ヶ谷 4529 番地外
小田原市久野	150,000	小田原市久野字亀甲山 4391-1 番地外
中井町雜色	150,000	中井町雜色字峰ノ畑 719-1 番地外
相模原市葉山島 I	72,000	相模原市緑区小倉字三栗山 1907 番 97 外
小田原市江ノ浦	80,000	小田原市江ノ浦字赤沢 419 番-1 外
大井町山田	100,000	大井町山田石河ら山 1744 番地外
松田町寄	140,000	松田町寄字六番 213 番地外
厚木市七沢	250,000	厚木市七沢字吉原沢 2323 番地ほか
相模原市葉山島 II	50,000	相模原市緑区葉山島字奈良尾 1265-1 番地外
山北町第二川西	35,000	山北町川西字透間 1716 番地外
山北町谷ヶ	150,000	山北町谷ヶ 1259-1 番地外
小田原市第二上町	240,000	小田原市上町字ませ口 349-1 外

* 協定土量については、県及び市町村の公共工事から発生する公共建設発生土の搬入土量である。

資料：神奈川県 県土整備局 事業管理部 建設リサイクル課

23-6-2 民間事業における建設発生土受入地の状況

神奈川県内の民間事業における建設発生土受入容量について、民間事業者に聞き取り調査した結果、神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下、土砂条例という。）、採石法及び砂利採取法の許可地 70 箇所の内、49 箇所から回答が得られ、建設発生土受入容量は、合計で約 437 万 m³ である。建設発生土受入地の状況を表 23-6-2-1 に示す。

表 23-6-2-1(1) 土砂条例関連の建設発生土受入地一覧

(平成26年1月現在)

行為者	埋立位置	埋立面積(m ²)	埋立土量(m ³)	残容量(m ³)
A	横須賀市 三浦市	7箇所 計 約27万	7箇所 計 約305万	5箇所回答あり 計 約180万
B				
C				
D				
E				
F				
G				
H	平塚市 茅ヶ崎市 小田原市 綾瀬市 中井町	7箇所 計 約10万	7箇所 計 約135万	4箇所回答あり 残容量なし
I				
J				
K				
L				
M				
N				
O	厚木市	8箇所 計 約13万	8箇所 計 約51万	4箇所回答あり 残容量なし
P				
Q				
R				
S				
T				
U				
V	相模原市 川崎市	6箇所 計 約5万	6箇所 計 約30万	3箇所回答あり 計 約1万
W				
X				
Y				
Z				
AA				
AB				
			合計	約181万

表 23-6-2-1(2)

採石法関連の建設発生土受入地一覧

(平成26年1月現在)

行為者	残容量(m ³)
AC	約180万
AD	なし
AE	なし
AF	なし
AG	なし
AH	なし
AI	確認不可
AJ	なし
AK	なし
AL	なし
AM	なし
AN	なし
AO	なし
AP	なし
AQ	なし
AR	約1万
AS	なし
AT	約8万
AU	確認不可
AV	確認不可
AW	なし
AX	約17万
AY	なし
AZ	なし
BA	確認不可
BB	1万未満
BC	なし
BD	確認不可
BE	なし
BF	確認不可
計	約206万

表 23-6-2-1(3)

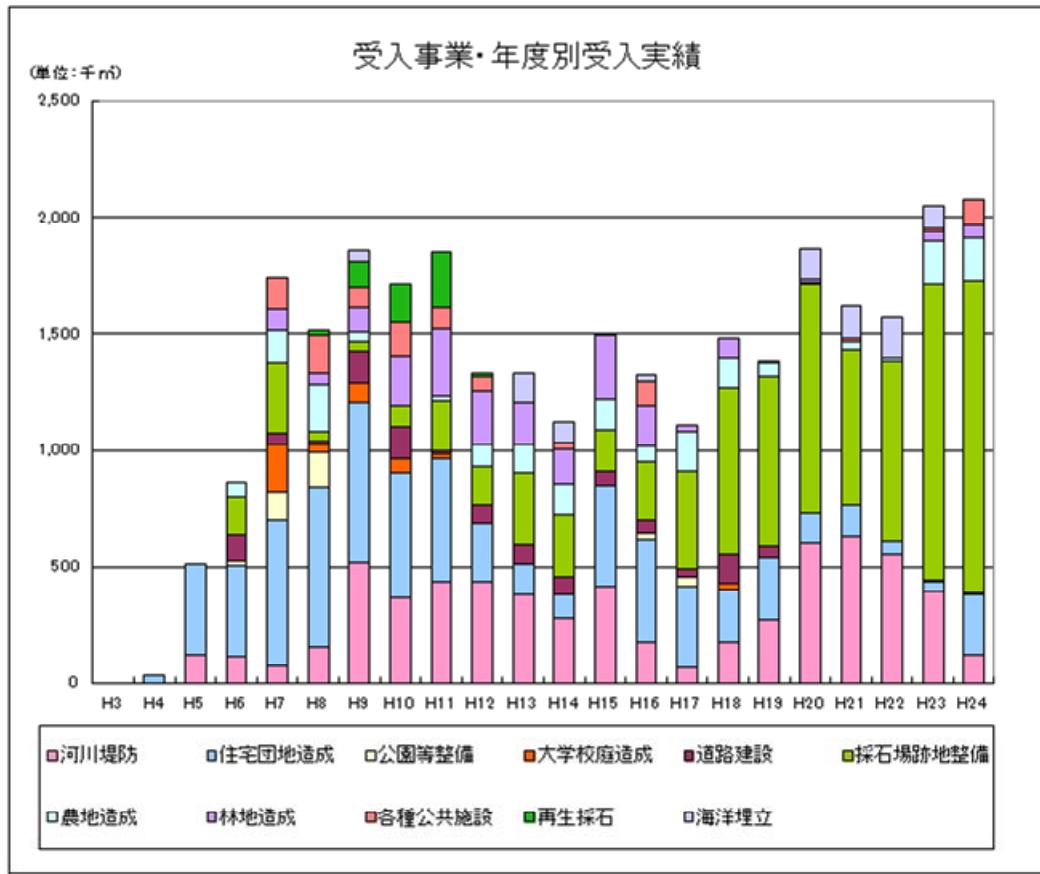
砂利採取法関連の建設発生土受入地一覧

(平成26年1月現在)

行為者	残容量(m ³)
BG	確認不可
BH	なし
BI	なし
BJ	なし
BK	確認不可
BL	約50万
BM	なし
BN	なし
BO	なし
BP	なし
BQ	なし
計	約50万

23-6-3 建設発生土の受入実績

U C R (株式会社建設資源広域利用センター) が斡旋・仲介している建設発生土の受入事業・年度別受入実績を図 23-6-3-1 に示す。



資料 : U C R (株式会社建設資源広域利用センター) ホームページより

図 23-6-3-1 建設発生土の受入事業・年度別受入実績

23-6-4 建設発生土の不法投棄対策

実際の建設発生土等の活用に当たっては、管理監督を徹底していく。具体的には、法令遵守のうえ、不法投棄対策として、搬出先を指定する等、事業者として実行可能な範囲で、出来る限り環境影響が小さく、地域への負担が軽減される取り組みを追求する。

山梨リニア実験線においては、次の方法で不法投棄対策に取り組んだ。

- ①全ての土砂について搬出先を指定（施工業者による自由処分とはしない）
- ②発生箇所から出るダンプ台数と埋立て箇所のダンプ台数を厳格に確認する体制の整備
- ③走行ルートおよび運転方法を一般の方も含めて監視できるように、ダンプには山梨実験線工事による発生土の運搬車両であることをステッカーで明示し、工区毎に色を変える等、適正な運搬体制を徹底させるための仕組みを整備
- ④埋立て完了後に計画どおりとなっているかについて発生土置き場等の厳格な竣工確認（特に開発許可等の箇所は、行政機関にも確認をいただいている）

当社としてはこれらを基本に、中央新幹線の建設工事においても、より一層きめ細かな管理を行うことによって厳格な運用を実現し、環境負荷の少ない建設発生土等の活用を行う。

23-6-6 対象事業実施区域周辺の産業廃棄物最終処分場の設置状況

神奈川県における対象事業実施区域周辺の産業廃棄物最終処分場の設置状況を表 23-6-6-1 に示す。

表 23-6-6-1 対象事業実施区域周辺の産業廃棄物最終処分場の設置状況（県内全域）

(平成 23 年度末現在)

施設区分	安 定 型						管 理 型						計						
	施設数	埋立地面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	年間埋立量 (m ³)	残存容量 (m ³)	残存率 (%)	施設数	埋立地面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	年間埋立量 (m ³)	残存容量 (m ³)	残存率 (%)	施設数	埋立地面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	年間埋立量 (m ³)	残存容量 (m ³)	残存率 (%)	
設置主体	神奈川県	-	-	-	-	-	9	93,609	692,424	-	73,370	10.6%	9	93,609	692,424	-	73,370	10.6%	
	横浜市	-	-	-	-	-	1	4,500	29,780	-	2,967	10.0%	1	4,500	29,780	-	2,967	10.0%	
	川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	横須賀市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	10	98,109	722,204	-	76,337	10.6%	10	98,109	722,204	-	76,337	10.6%	
処理業者	神奈川県	2	11,409	114,459	-	-	0.0%	9	159,934	700,333	-	-	0.0%	11	171,343	814,792	-	-	0.0%
	横浜市	-	-	-	-	-	-	3	68,393	1,131,406	2,577	76,150	6.7%	3	68,393	1,131,406	2,577	76,150	6.7%
	川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	横須賀市	-	-	-	-	-	-	2	200,000	1,129,700	28,652	751,387	66.5%	2	200,000	1,129,700	28,652	751,387	66.5%
	計	2	11,409	114,459	-	-	0.0%	14	428,327	2,961,439	31,229	827,537	27.9%	16	439,736	3,075,898	31,229	827,537	26.9%
計	神奈川県	2	11,409	114,459	-	-	0.0%	18	253,543	1,392,757	-	73,370	5.3%	20	264,952	1,507,216	-	73,370	4.9%
	横浜市	-	-	-	-	-	-	4	72,893	1,161,186	2,577	79,117	6.8%	4	72,893	1,161,186	2,577	79,117	6.8%
	川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	横須賀市	-	-	-	-	-	-	2	200,000	1,129,700	28,652	751,387	66.5%	2	200,000	1,129,700	28,652	751,387	66.5%
	計	2	11,409	114,459	-	-	0.0%	24	526,436	3,683,643	31,229	903,874	24.5%	26	537,845	3,798,102	31,229	903,874	23.8%

資料：「平成 23 年度神奈川県産業廃棄物関係資料集」（平成 25 年 6 月現在）
神奈川県環境農政局環境部廃棄物指導課ホームページ

23-7 廃棄物の再生利用の方法と目標とする量

本事業の実施に伴い発生する廃棄物の主な再生利用（再資源化など）の方法と目標とする量について下記に示す。

23-7-1 工事に伴い発生する廃棄物の主な再生利用の方法と目標とする量

工事に伴い発生する廃棄物の主な再生利用の方法と目標とする量について表 23-7-1-1 に示す。

表 23-7-1-1 工事に伴い発生する廃棄物の主な再生利用の方法と目標とする量

廃棄物の種類	主な再生利用の方法		発生量	目標とする再生利用率 注1	目標とする再生利用の量		
建設汚泥	①流動化処理による再生利用	流動化処理を行い、埋戻材として本事業や他事業において再生利用できるようにする。		2,250,000m ³	85%		
	②その他の処理による再生利用	焼成処理や高度安定処理等により礫状、粒状の固形物を製造し、碎石等として本事業や他事業において再生利用できるようにする。					
コンクリート塊	①再生碎石としての再生利用	破碎、選別、不純物除去、粒度調整等の処理を行い、路盤材、埋戻材、盛土材として本事業や他事業において再生利用できるようにする。		19,000m ³	100%		
	②再生骨材としての再生利用	破碎、磨碎、分級して骨材を回収し、その骨材をコンクリート用骨材として本事業や他事業において再生利用できるようにする。					
アスファルト・コンクリート塊	①アスファルト混合物としての再生利用	破碎後、再加熱してアスファルトを熔解し、再びアスファルト混合物として、本事業や他事業において再生利用できるようにする。		13,000m ³	98%		
	②路盤材としての再生利用	破碎・粒度調整を行い、路盤材等として本事業や他事業において再生利用できるようにする。					
建設発生木材	①原材料としての再生利用	再資源化施設によりチップ化するなどにより木質ボード、製紙、堆肥等の原材料として本事業や他事業において再生利用できるようにする。		56,000t	95%		
	②加工による再生利用	建築物の下地材やコンクリート型枠等に加工し、建築物等の工事において本事業や他事業において再生利用できるようにする。					
	③燃料としての再生利用	燃料として本事業や他事業において再生利用できるよう(熱回収)する。					
	④植栽基盤材としての再生利用	木材チップ化等の処理を行い、植栽基盤材として本事業や他事業において再生利用できるようにする。					

注 1. 目標とする再生利用率は、コンクリート塊の再資源化率を神奈川県の「神奈川県循環型社会づくり計画」を参考に、他の項目は国土交通省の「建設リサイクル推進計画2008」を参考に設定した。なお、工事期間中において、国・神奈川県等によりリサイクルに関する新たな計画が策定された場合は、本事業における目標値も見直す計画とする。

23-7-2 鉄道施設の供用に伴い発生する廃棄物の主な再生利用の方法と目標とする量

当社では、既存の鉄道において、乗車券、定期券、車両、制服類のリサイクルを実施し、平成24年度の実績として一般廃棄物はリサイクル率58%、産業廃棄物はリサイクル率56%となっている。中央新幹線の供用時においても、これまでの実施内容を参考に鉄道施設の供用に伴う廃棄物の再生利用に取り組んでいく。

23-7-3 目標を達成するための方策

上記の目標の達成に向け、再生利用等の実施状況を定期的に把握して適切に管理していく。